

# 資料編

## 本庄市環境基本条例

平成18年1月10日  
条例第143号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境基本計画（第7条・第8条）
- 第3章 基本的施策等（第9条—第20条）
- 第4章 推進体制（第21条・第22条）
- 第5章 環境審議会（第23条—第29条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、本庄の恵み豊かな環境を次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに人と自然が共生していける循環型社会の形成を目指すとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。

（2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（3）循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処理が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負

荷ができる限り低減される社会をいう。  
（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生していく中で環境への負荷を低減し持続的に発展できる循環型社会が形成されるように、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に協力して積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全ての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、全ての活動において推進されなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

（1）事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

（2）事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

（3）再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、

基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活の中で環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境基本計画

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本庄市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、本庄市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を市議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

## 第3章 基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定の体制の整備に努めるものとする。

(資源の再使用等の促進)

第14条 市は、循環型社会の形成を推進するため、資源の再使用及び再生利用並びにエネルギーの効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への配慮の優先)

第17条 市は、全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及

び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の自発的な環境保全活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(情報の提供)

第20条 市は、第18条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

#### 第4章 推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

#### 第5章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要な施策に関し、調査審議するため、本庄市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(1) 環境の保全及び創造に関する事項

(2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づく本庄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び変更に関する事項

(4) 本庄市環境保全条例（平成18年本庄市条例第144号）第5条第7項、第14条第4項、第15条第3項、第17条第1項及び第18条第2項に関する事項

(審議会の組織)

第24条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 事業者

(3) 識見を有する者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席及び参考意見の聴取)

第28条 審議会は、必要があると認めたときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、経済環境部において処理する。

2 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成22年12月27日条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第37号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 計画策定の検討経過

### (1) 本庄市環境審議会

開催日	主な内容
令和5年度第1回 令和5年(2023年)11月9日	・本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に係る諮問
令和5年度第2回 令和6年(2024年)2月20日	・パブリックコメントの結果報告 ・本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に係る答申

### (2) 市内アンケート調査

#### 1) 調査期間

市民：令和5年(2023年)8月25日(金)～令和5年(2023年)9月18日(月)

事業者：令和5年(2023年)8月25日(金)～令和5年(2023年)10月2日(月)

#### 2) 調査対象及び調査方法

区分	調査対象数・調査方法
市民	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に、郵送によるアンケート調査を実施
事業者	無作為抽出した市内事業所200社及び特定事業所16社を対象に、郵送によるアンケート調査を実施

#### 3) 回収結果

区分	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
市民	2,000人	626人 (郵送:497 web:129)	31.3% (郵送:24.9% web:6.5%)
事業者	200社	67社 (郵送:49 web:18)	33.5% (郵送:24.5% web:9.0%)
特定事業所	16社	5社 (郵送:5)	31.3% (郵送:31.3%)

※有効回収率は小数点以下の計算によって合計値が一致しない場合がある

(3) パブリックコメント実施概要

実施期間	令和6年(2024年)1月9日~令和6年(2024年)2月8日
周知方法	広報ほんじょう、市ホームページ
閲覧場所	環境推進課、支所総務課、市民活動推進課(はにぽんプラザ1階)、 図書館(本館・児玉分館)、市ホームページ
提出人数	7人
提出件数	63件

## 本庄市環境審議会委員

役職	氏名	選出区分 (本庄市環境基本条例第24条第2項)	
		第3号委員	本庄市議会
会長	やまぐち ゆたか 山口 豊	第3号委員	本庄市議会
副会長	やまもと のぼる 山本 昇	第1号委員	公募による市民
委員	さかい かつひろ 酒井 勝弘	第1号委員	公募による市民
委員	あさみ りゆういち 浅見 龍一		公募による市民
委員	きむら ふみこ 木村 文子	第2号委員	農業委員会
委員	せきね まさみ 関根 雅美		本庄商工会議所
委員	さかもと なおこ 坂本 尚子		児玉商工会
委員	つくし ぜんいちろう 筑紫 善一郎		埼玉県中央部森林組合
委員	かたぎり まさとみ 片桐 正富	第3号委員	本泉の自然を守る会
委員	いじま かずひこ 飯島 和彦		本庄市小・中学校長会
委員	やじま じゅんいち 矢島 淳一		自治会連合会
委員	じんざ まさひろ 神坐 侃大		環境カウンセラー

## 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

### (1) 対象とする温室効果ガス

現況推計の対象とする温室効果ガスは、温対法に定める7種類のガスのうち、「埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書」に基づいて、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素としました。

### (2) 現況推計対象期間

本計画における温室効果ガス排出量削減目標の基準年度である平成25年度(2013年度)から算定可能な直近年度である令和2年度(2020年度)までとしました。

### (3) 現況推計方法

「2022年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書(2023年2月)」に基づき、市内の温室効果ガス排出量の算定方法を整理しました。

表1 主な排出部門における算定方法の概要

部門		算定方法の概要	推計手法
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	埼玉県の業種別 CO <sub>2</sub> 排出量を市町村民経済計算 <sup>※1</sup> の名目生産額で按分した。製造業、農林水産業、鉱業、建設業の4区分を対象とした。	都道府県別按分法
	家庭部門	家庭部門エネルギー需要モデル <sup>※2</sup> に各市町村の社会経済データを入力して電力・燃料等需要を推計し、それらを CO <sub>2</sub> 排出量に換算した。	
	業務その他部門	埼玉県の業種別 CO <sub>2</sub> 排出量を市町村民経済計算 <sup>※1</sup> の名目生産額で按分した。統計資料の制約から産業分類を簡略化し、12区分を対象とした。	
	運輸 部門	自動車	
鉄道		埼玉県の旅客・貨物鉄道由来 CO <sub>2</sub> 排出量を人口 <sup>※3</sup> で按分した。	
非エネルギー 起源 CO <sub>2</sub> 、 CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	廃棄物部門	一般廃棄物の焼却については、県の CO <sub>2</sub> ・CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O 排出量を一般廃棄物処理実態調査(ごみ処理状況) <sup>※4</sup> の焼却処理量で按分した。 (産業廃棄物の焼却については、市町村別の排出状況が不明なため、算定対象としない。)	
	農業 (水田のみ)	市町村別の排出状況が不明なため、水田由来の CH <sub>4</sub> 排出量のみ計上した。排出量の算定方法は環境省のマニュアル <sup>※5</sup> に準拠し、水稻の作付面積は埼玉県統計年鑑 <sup>※3</sup> から取得した。	
	生活・商業 排水の処理	し尿処理施設と生活排水処理施設(コミュニティ・プラント、既存単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、くみ取便所の便槽)に由来する CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O 排出量を計上した。排出量の算定方法は環境省のマニュアル <sup>※5</sup> に準拠し、し尿処理量及び生活排水処理施設の利用人口は、一般廃棄物処理実態調査(し尿処理状況) <sup>※4</sup> から取得した。	

※1: 埼玉県「埼玉縣市町村民経済計算」

※2: 埼玉県環境科学国際センター(CESS)において開発したモデル

※3: 埼玉県「埼玉県統計年鑑」

※4: 環境省「一般廃棄物処理実態調査」

※5: 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」

## 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

### (1) 将来推計方法

温室効果ガス排出量（現状趨勢（BAU）ケース）の将来推計は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（以下、「マニュアル」）に基づいて行いました。

現状趨勢（BAU）ケースは、現状から追加的な対策を行わず、かつ将来の電源構成の改善<sup>※</sup>等の外的要因を考慮した場合の排出量と位置づけ、電力の排出係数を反映しました。

※経済産業省「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」で示す電源構成

表 2 現状趨勢（BAU）ケースの概要

現状趨勢 ケースの 定義	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後追加的な対策を見込まないケース （現状で実施されている程度の対策は同様に今後も実施されると想定）</li><li>・ 活動量のみが変化し、エネルギー消費原単位に変化はない</li><li>・ 実績値の推移を鑑みて炭素集約度は電源構成の改善を考慮する</li></ul>
現状趨勢 ケースの 将来推計の 考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 温室効果ガス排出量 = 【活動量】 × 【エネルギー原単位】 × 【炭素集約度】</li><li>・ 【活動量】 将来推計値がある場合は、そのデータを採用し、無い場合は直近年度までの実績値を基に回帰式を導いて設定</li><li>・ 【エネルギー原単位】 原則として現状の値をそのまま適用する</li><li>・ 【炭素集約度】 電力の排出係数はマニュアルの数値（令和12年度（2030年度）に0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を準拠し、設定</li></ul>

### (2) 将来推計対象期間

現状趨勢（BAU）ケースの将来推計の対象期間は、令和3年度（2021年度）から本計画の中期目標年次である令和12年度（2030年度）までとしました。

### (3) 推計する活動量

マニュアルに基づいて推計を行った主な活動量を示します。

なお、特定の年度の将来推計値のみ示されている場合、その間の数値は直線的に変化したと仮定しました。将来推計値のない活動量は直近年度までの実績値を基に回帰式を導き、推計を行いました。

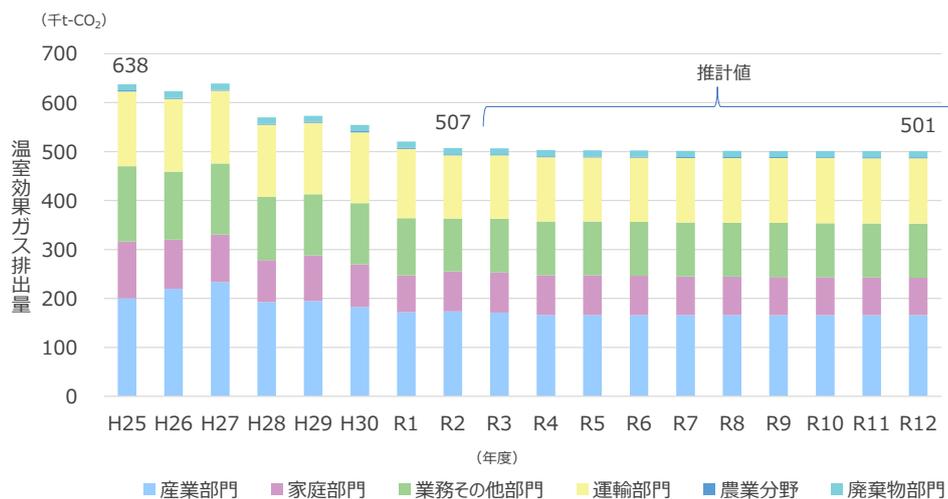
表 3 推計した主な活動量

部 門		活動量	参照した統計書と推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額（本庄市）	経済産業省「工業統計調査 市区町村編」（平成 29 年（2017 年）以降は地域別統計表）を基に回帰式を導き、推計
	建設業・鉱業	従業者数（本庄市）	総務省統計局「国勢調査」、「経済センサス」を基に回帰式を導き、推計
	農林水産業		
家庭部門		人口（本庄市）	本庄市人口ビジョンに基づいて設定
業務その他部門		延床面積（本庄市）	公共は総務省「地方財政状況調査関係資料」、民間は総務省「固定資産の価格等の概要調書」を基に回帰式を導き、推計
運輸部門	自動車	交通需要（本庄市）	埼玉県「埼玉県統計年鑑 8-4 市区町村別、車種別保有車両数」を基に回帰式を導き、推計
		貨物需要量（本庄市）	
	鉄道	人口（本庄市）	本庄市人口ビジョンに基づいて設定
廃棄物部門	一般廃棄物	焼却処分量（本庄市）	環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」を基に回帰式を導き、推計
その他		電力の排出係数	東京電力の令和 2 年度（2020 年度）排出係数から国の目指す 0.250kg-CO <sub>2</sub> /kWh まで直線的に排出係数が低減されると仮定

#### (4) 温室効果ガス排出量の将来推計結果

現状趨勢（BAU）ケースの将来推計の結果、令和 12 年度（2030 年度）における本市の温室効果ガス排出量は約 500 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 25 年度（2013 年度）比で 21.5%の減少となる見込みです。ここに、電力の排出係数の改善を反映すると、405 千 t-CO<sub>2</sub> となり、36.4%の減少となる見込みです。

##### ◆現状趨勢（BAU）ケース



##### ◆現状趨勢（BAU）ケース+電力の排出係数の改善

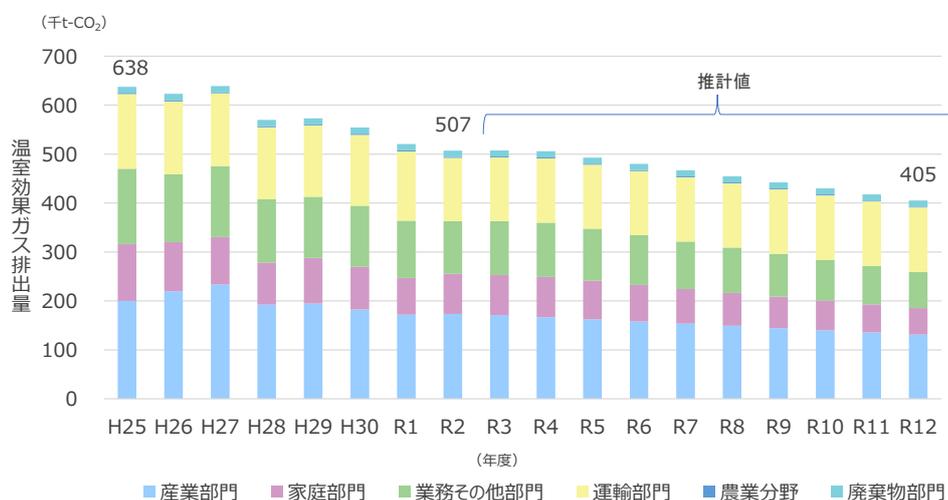


図 1 温室効果ガス排出量の将来推計

## 温室効果ガス排出量削減目標の考え方

### (1) 中期目標の設定方法

中期目標は、現状から追加的な対策を行わない場合（現状趨勢（BAU）ケース）の排出量から、新たな対策の実施による削減量を減じることで設定しました。

$$\text{中期目標の排出量} = \text{現状趨勢（BAU）ケースの排出量}^{\ast} - \text{施策等による削減量}$$

※電源構成の改善等の外的要因を考慮

また、施策を通じた取組による削減効果を考慮するケース2、再生可能エネルギーの導入による削減効果を考慮するケース3について整理しました。

### (2) 施策等による削減量の算定

削減量は、本計画に基づく対策効果の積み上げ値を算定しました。

なお、算定にあたっては、国や埼玉県を取組により期待される効果も考慮しています。

また、削減効果は、対策指標の目標値を想定し、削減原単位（対策指標あたりの削減量）をかけ合わせることで算定しました。削減原単位は、マニュアル等を基に把握しました。

表 4 削減効果の算定概要

部門		取組内容	対策見込み値		
			対策指標	考え方	
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業・建設業・農林水産業における取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業部門において排出される温室効果ガス排出量の削減割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省「地球温暖化対策計画」温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安における産業部門の削減割合に基づき、38%と設定</li> </ul>	
	家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭における省エネルギー活動の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーに取り組む世帯割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーに取り組む世帯の増加率を10%と設定（毎年度約1%増加と想定）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の省エネルギー化の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の断熱化に取り組む世帯割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の断熱化に取り組む世帯の増加率を30%と設定</li> </ul>	
	業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所における省エネルギー活動の促進（運用改善、設備改修）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーに取り組む事業所割合（省エネ診断、エネルギー管理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーに取り組む事業所の増加率を10%と設定（毎年度約1%増加と想定）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本庄市役所における脱炭素の取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庄市役所における温室効果ガス排出量の削減割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庄市役所（事務事業）において排出される温室効果ガスの削減割合を、平成25年度（2013年度）比-46%と設定</li> </ul>	
	運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車及び燃料電池自動車の普及率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省「EV/PHV普及の現状について」に基づき、EV普及率 20% FCV普及率 3%と設定</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの導入割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブに取り組む増加率を10%と設定</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道会社における取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業において排出される温室効果ガス排出量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR東日本の削減目標に基づき、平成25年度（2013年度）比-50%と設定（JR東日本ホームページ「ゼロカーボン・チャレンジ2050」）</li> </ul>	
	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>3Rの推進（廃プラスチックの低減）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ排出量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省「プラスチック資源循環戦略」に基づき、平成25年度（2013年度）比-25%と設定</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロスの低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ排出量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」に基づき、平成25年度（2013年度）比-28%と設定</li> </ul>
メタン		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省「地球温暖化対策計画」における削減目標値に基づき、設定</li> </ul>			
一酸化二窒素					
再生可能エネルギーの導入		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和12年度（2030年度）における再生可能エネルギーの使用量を、市内の電力消費量の3割以上とすることを目指す</li> </ul>			
吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>吸収源対策森林の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近年度（令和4年度（2022年度））における吸収量を維持すると設定</li> </ul>		

表 5 各ケースにおける削減効果（千 t-CO<sub>2</sub>）

【ケース 1】現状趨勢（BAU）ケース＋電力の排出係数の改善

将来推計結果	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
現状趨勢ケース	638	137	22%
現状趨勢ケース＋ 排出係数改善		232	36%

【ケース 2】ケース 1＋省エネルギー等の取組による削減効果・吸収量

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
産業部門	200	69	35%
家庭部門	116	64	55%
業務その他部門	154	92	60%
運輸部門	153	65	42%
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 合計	623	290	45% <sup>※1</sup>
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、 CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	15	2	0.2% <sup>※1</sup>
吸収量		11	2% <sup>※1</sup>
<b>合計</b>	<b>638</b>	<b>302</b>	<b>47%</b>

※1：平成 25 年度（2013 年度）の総排出量に対する割合

【ケース 3】ケース 2＋再生可能エネルギー導入

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
再生可能エネルギー導入		20	3%
産業部門	200	69	35%
家庭部門	116	72	62%
業務その他部門	154	104	67%
運輸部門	153	65	42%
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 合計	623	309	49% <sup>※1</sup>
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、 CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	15	2	0.2% <sup>※1</sup>
吸収量		11	2% <sup>※1</sup>
<b>合計</b>	<b>638</b>	<b>322</b>	<b>50%</b>

※小数点以下の計算によって表の合計値が一致しない場合がある

※1：平成 25 年度（2013 年度）の総排出量に対する割合

### あ行

#### 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの主要なものの一つ。一酸化二窒素は、二酸化炭素やメタンといった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、単位濃度あたりで温暖化をもたらす能力（地球温暖化係数）が高く重要な成分である。また成層圏オゾン層の破壊物質でもある。

#### イノベーション

技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

#### ウォーカーブル

「歩く (walk)」と「できる (able)」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった語感を持っている。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進している。

#### うちエコ診断

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費等の情報を基に、専用のソフトを使って、住まいの気候や家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、二酸化炭素排出量削減対策を提案するサービス。

#### エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につながる運転技術や心がけのこと。

#### エコライフ DAY&WEEK

埼玉県における、家庭からの二酸化炭素排出量の削減に向けた取組。簡単なチェックシートを利用して省エネルギー・省資源の取組を体験し、二酸化炭素の削減量や電気代等の節約金額を実感できる仕組み。

#### エネルギーミックス

化石燃料、原子力、再生可能エネルギー等のエネルギー構成。

#### 温室効果ガス

大気中に存在する熱（赤外線）を吸収する性質を持つガス。太陽の光によって暖められた地表面から放出された熱の一部を吸収する。大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながる。

### か行

#### カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量<sup>※</sup>から、植林、森林管理等による吸収量<sup>※</sup>を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している（※はどちらも人為的なもの）

## 拠点ネットワーク型都市

人口減少や少子高齢化が進む中、地域の活力を維持し、生活に必要なサービスを確保するため、都市機能をまちなか等のいくつかの拠点に誘導し、それぞれの拠点を地域公共交通で結ぶ、コンパクトで持続可能な都市。

## グリーンカーボン

植物は光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を隔離する。森林や都市の緑等、陸上の植物が隔離する炭素のこと。

## グリーン水素

再生可能エネルギー等を使用し、製造工程においても二酸化炭素を排出せずにつくられた水素を指す。

## 固定価格買取制度 (FIT)

太陽光発電のような再生可能エネルギーで発電した電気を、国が決めた価格で買い取るよう、電力会社に義務づけた制度。

## さ行

## 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、水力、バイオマス等、通常エネルギー源枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。

## 埼玉県エコアップ認証

環境マネジメントに取り組み、かつ、二酸化炭素削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度。

## 三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>)

特徴的な臭気のある、無色の気体。気体は空気より重く、低くなった場所では、滞留して酸素欠乏を引き起こすことがある。加熱すると分解し有毒な蒸気を生じる。

## 次世代エネルギー

本計画においては、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーや水素等、使用しても温室効果ガスを排出しないエネルギーを指す。

## 次世代自動車

走行時に二酸化炭素等の排出が少ない、または全く排出しない自動車。電気自動車 (EV)、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車の種類としてある。

## 自立分散型電源

再生可能エネルギー等を活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム。

## ゼロカーボンアクション

普段のライフスタイルの中でどのような行動が脱炭素につながっているのか、そのヒントをわかりやすくまとめたもの。

## ゼロカーボンシティ

令和 32 年 (2050 年) に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らがまたは地方自治体として公表された地方自治体。

## 卒 FIT 電源

固定価格買取制度 (FIT) による買取期間が終了した電源。

## た行

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年(1998年)に地球温暖化対策の推進を目的に制定された我が国の地球温暖化対策の中心的な役割を担う枠組み。第21条において、地方自治体における温室効果ガス排出量の削減等に関する「地方公共団体実行計画」の策定を位置づけている。

### デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。二酸化炭素を減らす脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせたもの。

### 電力の排出係数

使用した電気の量(1kWhあたり)を発電する際に排出された二酸化炭素の量(kg-CO<sub>2</sub>)。

## な行

### ナッジ

行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法。

### 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスであり、人間活動に伴う化石燃料の消費、セメント生産、森林破壊等の土地利用の変化等により、大気中二酸化炭素濃度は増加している。

### 熱帯夜

夜間の最低気温が25℃以上になる夜のこと。

### 燃料電池自動車(FCV)

燃料電池を電源とする電気自動車のこと。

## は行

### パーク・アンド・ライド

郊外や都心周辺部のバスターミナルやバス停周辺等に駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム。

### パーフルオロカーボン類(PFCs)

1980年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。ハイドロフルオロカーボン類ほどの使用量には達しないものの、クロロフルオロカーボン類の規制とともに、最近使用量が急増している。100年間の地球温暖化係数は、二酸化炭素の6,500~9,200倍。

### バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。バイオマスを燃焼した場合にも化石燃料と同様に二酸化炭素が必ず発生するが、植物はその二酸化炭素を吸収して生長し、バイオマスを再生産するため、トータルで見ると大気中の二酸化炭素の量は増加しないと見なすことができる。

### ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)

オゾン層を破壊しないことから、クロロフルオロカーボン類やハイドロクロロフルオロカーボン類の規制に対応した代替物質として平成3年(1991年)頃から使用され始めた化学物質。近年、その使用が大幅に増加している。自然界には存在しない温室効果ガスで、100年間の地球温暖化係数は、二酸化炭素の数百から11,700倍と大きい。

## ヒートアイランド現象

都市部には人口が集中しており、排熱源が多く、コンクリートやアスファルトを使った建物や道路が増える一方、緑が減ること等によって、都市部の気温が周辺部より高くなる現象のこと。

## フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

## プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

搭載したバッテリー（蓄電池）に外部から給電できるハイブリッド車。バッテリーに蓄えた電気でもーターを回転させるか、ガソリンでエンジンを動かして走る。

## ま行

## マイクログリッド

平常時は下位システムの潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステム。

## メタン (CH<sub>4</sub>)

二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスであり、湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。

## モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

## や行

## 屋根貸し自家消費型モデル (PPA モデル)

企業等が保有する施設の屋根や遊休地を PPA 事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業等が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出を削減する仕組み。

## ら行

## リサイクル

一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用または焼却熱のエネルギーとして利用すること。

## 緑被率

都市の緑の総量を把握するための基本となる指標で、上空から見た緑の面積の割合のこと。

## 六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

フッ素と硫黄からなる化合物。常温大気圧下では化学的に極めて安定度が高く、無毒、無臭、無色、不燃性の高い気体。現在の大気中濃度は極めて低いが、近年急激に増加を続けている気体の一つである。

### 3R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の 3 つの R (アール) の総称。

### AI

人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。

### BEMS

(Building and Energy Management System)

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。

BEMS は、IT を利用して業務用ビルの照明や空調等を制御し、最適なエネルギー管理を行うもので、要素技術としては人や温度のセンサーと制御装置を組み合わせたものである。

### CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

省エネルギーや省資源・リサイクル性能等の環境負荷削減の側面や、室内の快適性や景観への配慮等の環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価し、格付けするシステム。

### HEMS (Home Energy Management System)

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネルギーやピークカットの効果を狙う仕組み。

### ICT

(Information and Communication Technology)

情報や通信に関する技術の総称。同様の言葉として IT の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

### IoT (Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの。

### IPCC

(Intergovernmental Panel on Climate Change)

昭和 63 年 (1988 年) に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって設立された政府間組織で、令和 4 年 (2022 年) 3 月時点における参加国と地域は 195 となっている。

### J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。

### MaaS (Mobility as a Service)

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

### **SDGs (Sustainable Development Goals)**

---

平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。

### **ZEB (Net Zero Energy Building)**

---

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

### **ZEH (Net Zero Energy House)**

---

家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電等で作るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。

本庄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行：本庄市

編集：経済環境部環境推進課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3

TEL：0495-25-1111（代表）

FAX：0495-25-1248

URL：<http://www.city.honjo.lg.jp>

